

高山市産業振興計画

令和 2 年 3 月
高山市

経済の好循環の実現を目指して

本市では、市内経済の活性化と市民生活の向上を図るため、平成 21（2009）年に「高山市産業振興基本条例」を制定するとともに、この条例に基づく「高山市産業振興計画」を策定し、市民・事業者・産業振興団体・行政が一体となって産業振興の取り組みをすすめてまいりました。

条例の制定から 10 年が経過し、その間、人口減少や少子高齢化の急速な進行、社会や経済のグローバル化、第 4 次産業革命の進展、異常気象による災害の発生など、本市の産業を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、本市においても、外国人観光客の増加、域外資本企業の増加などにより、市内経済の状況は大きく変化しています。

このような社会経済情勢の変化に対応し、産業の振興に関する施策の総合的な推進と市内経済の好循環を図るため、産業連関表の作成と地域経済構造分析に取り組み、その結果を踏まえ、令和 2（2020）年 3 月に「高山市産業振興基本条例」の改正と、産業振興計画の見直しを行いました。

新たな計画においては、「経済構造のあるべき姿」として、飛騨高山ブランドのさらなる強化と豊かで特色ある地域資源の活用により、域外市場産業の成長を促し、市内産業間や企業間のつながりを強化することにより、市内経済への波及と資金循環を促進し、市内経済の好循環の実現を目指すことを明確に位置付けました。

こうした方向性や考え方を事業者や産業振興団体、金融機関、大学、市民の皆様と共に認識し、連携を深め、産業振興の取り組みを着実にすすめてまいりたいと考えています。

本計画の策定にあたり、貴重なご提言、ご意見をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

高山市長

國島芳明



目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 産業振興計画の策定にあたって | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 2 |
| 2 位置づけ | 3 |
| 3 計画期間 | 3 |
| 第2章 本市を取り巻く社会情勢 | 5 |
| 1 人口減少、生産年齢人口の減少 | 6 |
| 2 第4次産業革命の進展 | 7 |
| 3 経済の動向 | 8 |
| 4 企業活動の世界的な評価軸（E S G） | 9 |
| 5 持続可能な開発目標（S D G s） | 10 |
| 第3章 経済構造のあるべき姿 | 11 |
| 1 経済構造のあるべき姿 | 12 |
| 第4章 経済構造の現状と課題 | 13 |
| 1 稼ぐ力 | 15 |
| 2 市内資金循環 | 21 |
| 3 産業を担う人材 | 25 |
| 第5章 産業振興のための基本的方向 | 29 |
| 1 飛騨高山ブランドの強化と域外市場産業の成長促進 | 31 |
| 2 産業間・企業間の連関性向上 | 32 |
| 3 イノベーションの促進と生産性の向上 | 33 |
| 4 都市構造と産業振興施策の連動 | 34 |
| 5 産業を担う人材の育成・確保と働きやすい環境づくり | 35 |
| 第6章 基本的方向に基づく分野別の施策の基本方針と取り組み | 37 |
| 1 商業・工業 | 39 |
| 2 観光 | 46 |
| 3 農業・畜産業 | 52 |
| 4 林業 | 58 |
| 5 産業を担う人材（各分野共通） | 62 |
| 第7章 本計画の推進に向けて | 67 |
| 1 地域経済懇談会の設置 | 68 |
| 2 経済構造の状況の把握 | 69 |
| 3 推進のための役割分担と連携 | 70 |
| 資料 | 72 |
| 1 産業振興計画策定にかかる意見交換会等 | 72 |
| 2 高山市産業振興基本条例 | 74 |